

戸塚事業所の後始末応援ではなく、今すぐ元の職場に戻せ！

「転籍強制禁止の仮処分」 転籍というリストラを 強行させないため！

前回ピラでお知らせしたように、田中さんは、賃金3〜4割カット、雇用の先行きが見えないBSへの転籍を拒否し、「仮処分」裁判所に求めてたたかっています。

このたたかいは、田中さんのためだけでなく、無理やり転籍に応じさせられた多くの仲間がこれ以上ひどい目に合うことを許さない、というたたかいです。

日立は報復的な

見せしめの仕打ちをやめよ

田中さんは閉鎖される戸塚事業所の後始末のために『応援』に出されましたが、日立が日立アーバンと日立BSに仕事を割り当てているために、社員である田中さんの『応援』などまったく必要ありません。

今回の応援は、転籍に同意せず「同意強制禁止の仮処分」の手続きを行った田中さんへの見せしめの仕打ちであり、違法な対応ではないでしょうか。

日立は、「転籍同意は強制していない」としていますが、今回の報復的な仕打ちで、同意しない場合はこのようなことになるのだと、社内に見せつけています。

報復的な仕打ちは

業務命令権の濫用で 許されない

転籍に同意しなかった場合、仕事を干されたり、いやな仕事を強いられたりと、「報復的な仕打ちを受ける」のでは、この不安があります。

しかし、使用者は、雇い入れた労働者に対して何をさせても良いことにはなりません。労働契約を結んで入社して

いるので、労働契約時に予定していた仕事以外の仕事をさせることについて、業務命令権は、そもそもないのです。

使用者は、業務命令権を持っています。労働契約からくる限界が当然あります。

労働契約の内容に沿った業務を提供する義務を負うことを会社に迫り、安易な転籍による、リストラを強行させないため、「転籍強制禁止の仮処分」を出させることは、益々重要になっていきます。

「日立に仕事はない」のではなく、元の職場で「お回し」、働けば何の問題もない

田中さんや他のみなさんも、会社から「日立には、あなたができる他の仕事はない」と恫喝され、多くの人がやむなく転籍に応じています。

しかし、何も転籍などしなくても、出向のままでもその仕事を続けることにすれば、なんら差支えはありません。

会社が転籍にこだわるのは、日立から解雇して雇用責任を放棄し、3〜4割カットした低賃金で、しばらくはこき使おう、ということなのです。

日立は、田中さんへの違法な仕打ちをただちにやめ、田中さんを元の職場、品質保証部に復帰させるべきです。



発行 **日立リストラかながわ対策会議**

〒142-0043 東京都品川区二葉 2-20-8 2F

Tel:03-6421-5323/Fax:03-6421-5324

<http://hitachi-risutora-kanagawa.blogspot.jp/>

日立による大リストラから

雇用と暮らしを守るために力を合わせよう！



電機・情報ユニオンに

加入した村田さんの今は

職場は確保されたが

仕事のない職場

日立の再雇用1日、2日の

勤務は法令の趣旨に反する

日立戸塚事業所が閉鎖された現在、村田さんの職場は、横浜ビジネスパーク（YBP）の郵便室に移りました。

総務部が在籍していないYBPの職場では、社内便の利用は極めて少ないのが現状です。

このため、村田さんを含め2人が勤務している郵便室は、現状の職場の状況では必要性があるとは到底思えません。

この職場は、村田さんは「自分を日立本体に戻さないために、割り当てられた職場である」と思っています。

本人が希望する

職場に配属を

日立は、村田さんの来年4月定年まで、新たに問題にさせないよう、時を待つ戦法の様ですが、今後の団体交渉で、田中さん同様に村田さんが希望する職場、品質保証部に配属させるように追及していきます。

今年4月の面談（総務）で村田さんは「来年4月の定年後は、引き続き日立で働きたい」と答えたら、「大変厳しく日立BSに移って、週に1日か2日

かしか働く日数がなく、それはあなただけじゃなく、皆さんに話しています」と言われた問題です。

厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引上げにより、60歳定年後、働けないと、無年金・無収入となります。

このため、「高齢者雇用安定法」は、60歳の定年後も、希望者全員を雇用することを企業に義務づけました。

しかし、日立は、同法で細部を規定していないことをいいことに、「この趣旨を無視し、週に1または2日の勤務を強行しています。今後の団体交渉で、本人の希望があれば週5日の勤務を追求していきます。

Scoop

▼日立ーCTビジネスサービ

ス（以下日立BS）では、今、日和サービスとの統合？問題が話題となっています。

日和サービスは本社が茨城県日立市にあり、神奈川県で言えばBSと同じような業務をしています。

日立BSの環境部門と日和の環境部門が一体となる可能性があります。

今まで、統合、合併などで、リストラが行われた経過があり、今回のケースもどのような施策をとってくるか注視する必要があります。

日立BSおよび、日立BS派遣で働くみなさん、電機・情報ユニオンに加入して、会社に対抗できる力を身につけませんか？

※日立リストラかながわ対策会議のHPから、田中さん・村田さんへの激励やご意見をお寄せください！

新リストラ防止5ヶ条

グループ外への「異動」＝解雇や遠隔地への異動などを言われたら、次の5ヶ条で、日立をやめずに日立で働く意思をはっきり伝えてがんばりましょう。

- ① 「私は日立をやめません。日立に残ります」とはっきり言いましょう。
あなたの働く職場はない、と言われたら、「会社の責任で、通勤可能な私の職場をつくるか、探るか、してください」と言いましょう。
- ② 本来会社は、退職強要ができません。あなたが折れるのを待っているのです。家族の顔を思い浮かべてがんばりましょう。
- ③ 少々のプレミアムがついても、やめてしまうと過酷な日々が待っています。いまががんばりどきです。
- ④ 「やめません」と態度を明確にしているのに、さらに面談を強要するのは法律違反。きっぱり断りましょう。面談を強要されたら、「メモ・録音します」と宣言しましょう。
- ⑤ 困ったときは、一人で悩んでいても解決方法は見つかりません。まずは、相談しましょう。

相談窓口

- ひとりでも悩まず相談を！
- ① 電機・情報ユニオン（誰でも一人で、はいる組合）にMail、電話かFaxを！
E-mail denkiunion@gmail.com
TEL: 080-5060-7728 中村まで
 - ② 「日立リストラかながわ対策会議」HPの「お問い合わせ・ご相談」窓口から！
<http://hitachi-risutora-kanagawa.blogspot.jp/>
 - ③ 日本共産党 横浜市議員 岩崎ひろし「なんでも相談」の「ほっと戸塚」に電話かFaxを！
TEL:045-865-0074/Fax:045-865-0594

◆情報ユニオンに相談を！

日立は、黒字経営を継続しており、私達が退職を自ら選択する必要は全くなく、闘うことが日立のためでもあります。家族の顔を思い浮かべ、相談窓口にご相談ください。ともに闘いましょう。まずは、電機・情報ユニオンに相談してください。